

問1 労働組合が使用者と賃金や労働条件について話し合う権利を何という？

1. 労働基本権 2. 団体行動権 3. 団体交渉権 4. 団結権

問2 労働者が働き、使用者が賃金を支払うという、労働者と使用者の間で結ばれる約束を何という？

1. 雇用契約 2. 労働協約 3. 労働契約 4. 業務委託契約

問3 労働者が団結して使用者と交渉するために作る組織を何という？

1. 労働基準監督署 2. 使用者 3. 労働委員会 4. 労働組合

問4 労働者と使用者の間で争いが起きたときに、公的な機関が間に入って解決を助ける仕組みを何という？

1. 仲裁 2. 緊急調整 3. あっせん 4. 調停

問5 組合員が団結して業務を拒否するなどの実力行使を行う権利を何という？

1. 団結権 2. 争議権 3. 団体交渉権 4. 労働基本権

問6 株式会社に対して事業資金を出資し、その代わりとして株式を保有する人のことを何という？

1. 債権者 2. 従業員 3. 株主 4. 経営者

問7 新しいビジネスを自分自身で新しく始めることを何という？

1. 起業 2. 買収 3. 廃業 4. 合併

問8 団体行動権の行使として、労働者が仕事をすることをやめて要求を通そうとする行為を何という？

1. 怠業 2. ロックアウト 3. ストライキ 4. サボタージュ

問9 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の3つをあわせて総称して何という？

1. 公務員の労働権 2. 労働三法 3. 労働基本権 4. 労働三権

問10 賃金や労働時間などの最低限の基準を定め、労働条件の引き下げを禁止している法律を何という？

1. 労働関係調整法 2. 労働組合法 3. 労働基準法 4. 男女雇用機会均等法

問11 団結権に基づき、労働者が自らの権利を守るために組織する団体を何という？

1. 労働組合 2. 労働委員会 3. 労働基準監督署 4. 使用者

問12 日本国憲法第28条で保障された、労働者が使用者と対等に交渉するために労働組合を結成する権利を何という？

1. 団体交渉権 2. 労働基本権 3. 団結権 4. 団体行動権

問13 労働者が使用者と対等に交渉するために認められた、団結権・団体交渉権・団体行動権の総称を何という？

1. 団体行動権 2. 団結権 3. 団体交渉権 4. 労働基本権

問14 株式会社において、株主総会で選ばれ、実際の会社運営を任される経営の専門家を何という？

1. 会計参与 2. 執行役 3. 取締役 4. 監査役

問15 労働者の要求が受け入れられないとき、労働組合がストライキなどを行うことができる権利を何という？

1. 団体交渉権 2. 団体行動権 3. 団結権 4. 労働基本権

問16 長時間労働を防ぎ働き方を改善するために、国が定めた働く際の基本的なルールを定めた法律を何という？

1. 労働基準法 2. 労働関係調整法 3. 労働組合法 4. 職業安定法

答え合わせ・解説

問1	答え 3 団体交渉権	労働組合が労働者の代表として、経営者側と賃金や労働時間などの労働条件について交渉する権利を指します。これにより、労働者の生活を守るための具体的な条件を話し合うことができます。
問2	答え 3 労働契約	労働契約は、労働者が労働を提供し、使用者がこれに対して賃金を支払うことを約束する合意です。法律上は口頭でも成立しますが、トラブルを避けるために労働条件を明記した「労働条件通知書」や契約書の交付が義務付けられています。労働契約は労働基準法などの法律に従う必要があり、法律に反する内容は無効となります。
問3	答え 4 労働組合	労働組合は労働三権を背景に活動し、賃金の引き上げや労働時間の短縮、安全な職場環境の確保を目的として使用者と交渉します。
問4	答え 3 あっせん	労働関係調整法に基づき、公的な機関が間に入って争いの解決を図ります。これには当事者に歩み寄りを促す「あっせん」のほか、調停や仲裁といった手続きがあり、公平な立場から解決をサポートする仕組みです。
問5	答え 2 争議権	争議権は団体行動権の一部です。代表的な行為として、仕事を行うことを拒否する「ストライキ（同盟罷業）」や、作業をわざと遅らせる「サボタージュ」などがあります。
問6	答え 3 株主	この出資に応じる人を株主といいます。株主は株式を保有することで、会社を所有する権利を持ちます。その権利には、株主総会で会社の経営方針に投票する議決権や、会社の利益から配当金を受け取る権利が含まれます。
問7	答え 1 起業	起業家は市場の課題を見つけ、独自のサービスや製品を提供することで利益を目指します。成功すれば大きな経済的報酬を得られる一方、事業がうまくいかずに投資した資金を失うリスクもあります。会社を設立するための手続きや資金調達、経営管理などを一から自分で行う必要があります。
問8	答え 3 ストライキ	ストライキは「同盟罷業」とも呼ばれ、職場を放棄することで会社に経営上の圧力をかけ、交渉を有利に進めることが目的です。法律を守って行われる正当なストライキであれば、参加者は民事・刑事上の免責を受けます。
問9	答え 2 労働三法	労働条件の最低基準を定めた「労働基準法」、労働組合を保護する「労働組合法」、争議の調整を行う「労働関係調整法」をあわせて「労働三法」と呼びます。これらは労働者が使用者と対等な立場で働けるようにするために不可欠な法律群です。
問10	答え 3 労働基準法	労働基準法は、賃金、労働時間、休憩、休日、有給休暇など、労働契約を結ぶ際に守るべき最低基準を定めています。この基準を下回るような労働条件は無効となり、雇用主は罰せられます。また、性別や国籍、信条を理由とした差別的な扱いも禁止されています。
問11	答え 1 労働組合	労働者が主体となって、労働条件の維持や改善を目的として組織する団体です。憲法で認められた団結権に基づき、賃金交渉や福利厚生などの改善を求めたり、労働者の権利を守るために活動したりします。
問12	答え 3 団結権	憲法第28条で保障される労働基本権の一つです。労働者が一人ではなく、団結して組合を結成し、使用者に対抗する力を高めることを目的としています。
問13	答え 4 労働基本権	日本国憲法第28条で保障されている「団結権」「団体交渉権」「団体行動権（争議権）」の3つをあわせて呼びます。これらは労働者が人間らしい生活を送るために不可欠な権利です。
問14	答え 3 取締役	取締役は、株主総会で選任され、会社の業務執行に関する決定や監督を行います。複数の取締役が集まる「取締役会」で重要な経営方針が話し合われます。株主はあくまで出資者として利益を享受する立場であり、日々のビジネスの判断は取締役に託されています。
問15	答え 2 団体行動権	団体行動権（争議権）は、労働組合が交渉を有利に進めるためにストライキ（同盟罷業）やサボタージュ（怠業）などを行う権利です。正当な理由と手続きがある場合、これによる損害賠償などを負う必要がなく、刑事上の責任も問われません。これにより労働者は、自分たちの要求を経営側に強く伝える手段を持つことができます。
問16	答え 1 労働基準法	労働基準法は、賃金、労働時間、休日、安全衛生などについて「最低基準」を定めています。これに違反する労働条件は無効とされ、雇用者は必ず守らなければなりません。